

東京都市計画地区計画の変更（港区決定）

都市計画竹芝地区地区計画を次のように変更する。

名 称	竹芝地区地区計画
位 置	港区海岸一丁目地内
面 積	約2.4ha
地区計画の目標	<p>本地区は、東京湾沿岸部に位置し、ゆりかもめ竹芝駅をはじめ、JR浜松町駅、東京モノレール浜松町駅、地下鉄大門駅に近接するほか、都内観光地への水上交通機能を持つ日の出棧橋や、島しょ地域への玄関口である竹芝客船ターミナルに隣接し、陸・海・空の交通利便性が高い地区である。また、東京湾に面した開放的な水辺景観や、浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園という歴史的文化遺産、にぎわい施設である劇場があり、海・緑・歴史・文化といった豊かな環境資源を有している。しかし、本地区と浜松町駅周辺を結ぶ歩行者ネットワークの不足、海岸通り、首都高速道路によるにぎわいの分断、本地区を含む周辺地域の建築物の老朽化など地域の魅力を発揮できない課題を抱えている。</p> <p>東京圏国家戦略特別区域に関する区域方針では、目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとしている。</p> <p>また、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針では、地域の資源である浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園や海を意識しながら景観や環境にも配慮しつつ、内外の企業が魅力を感じられる国際競争力の高いビジネス拠点を形成することを目標に、エリアマネジメントとの連携も図りつつ、防災性の向上やエネルギー対策を推進することや、浜松町駅から竹芝ふ頭に至る歩行者動線の強化や緑の創出・ネットワークの充実を図り、地区内の回遊性の向上や小笠原及び伊豆七島への玄関口としてふさわしい景観を形成するなどの方針が挙げられている。現在、こうしたまちづくりを実現するため、官民のパートナーシップによるエリアマネジメントの推進、民間活力による所有地の総合的活用を図る「都市再生ステップアップ・プロジェクト（竹芝地区）」が展開されている。</p> <p>こうしたことから、東京圏の区域計画（素案）では、本地区において、所有地の活用により、新産業貿易センターと一体整備し、コンテンツ研究・人材育成拠点及び外国人居住者等の生活支援施設等の整備を行うこととしたところである。また、併せて、所有地の機能更新を契機に、浜松町駅から竹芝ふ頭に至る利便性が高く安全で快適な歩行者ネットワークを形成するとともに、防災対応力の強化や、周辺環境資源との連続性を意識した質の高い都市空間の形成など、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、国際性豊かなにぎわいのあるビジネス拠点の形成を図る。</p>

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の立地特性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と魅力ある複合市街地の形成を図るため、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>陸・海・空の交通利便性を踏まえ、業務、商業、文化・交流、住宅等の多様な機能の集積に加え、業務支援機能、生活支援機能の充実を図り、国際性豊かなにぎわいのある複合市街地の形成を誘導する。</li> <li>浜松町駅や竹芝ふ頭・竹芝駅をつなぐ立体的な歩行者動線を形成し、浜松町駅周辺と一体となるにぎわいの誘導及び公共施設間のバリアフリー化を図る。</li> <li>多様なオープンスペースの整備を通じ、地域のにぎわいや交流の創出、回遊性の向上を図る。</li> <li>地域の防災拠点として、地区内外とも連携した防災機能の充実を図り、災害に強いまちづくりを進める。</li> </ol>					
	地区施設の整備の方針	<p>安全で快適な歩行者空間の確保等による快適な都市空間の形成を図るため、地区施設の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域のにぎわいや回遊性向上に資する歩行者の滞留・集散空間として、竹芝通り沿いの地上部、デッキ部に緑豊かな広場を整備する。</li> <li>地域の住民や来訪者の憩い空間として、地区南側道路沿いの地上部に緑豊かな広場を整備する。</li> <li>浜松町駅と竹芝ふ頭・竹芝駅をつなぐバリアフリー化された歩行者ネットワークを形成するため、新たに歩行者専用通路を整備する。</li> <li>周辺地区とのつながりに配慮した、安全で快適なゆとりのある歩道状空地を整備する。</li> </ol>					
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の環境資源との連続性を意識した質の高い都市空間の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地区にふさわしい都市機能の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</li> <li>安全で快適な歩行者空間を確保し、回遊性の向上を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</li> <li>旧芝離宮恩賜庭園や浜離宮恩賜庭園等、周辺環境と調和した魅力ある都市景観の形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</li> </ol>					
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>自然エネルギーの有効活用や熱負荷低減効果の高い外装材の活用などを積極的に行うことにより、環境負荷低減に努めるとともに、地域冷暖房施設の導入による地域全体の熱供給能力の強化を図る。</li> <li>エリアマネジメントと連携した災害時における帰宅困難者の支援や、自立分散型エネルギーの導入を図る。</li> <li>都心部におけるヒートアイランド現象の緩和や旧芝離宮恩賜庭園等との緑のネットワーク形成に寄与するため、地区内の緑化を積極的に推進する。</li> </ol>					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
		その他の公共空地	広場1号	—	—	約1,000㎡	新 設

地区施設の配置 及び規模	その他の 公共空地	広場2号	—	—	約 200㎡	新設
		広場3号	—	—	約 300㎡	新設
		広場4号	—	—	約 250㎡	新設
		広場5号	—	—	約 700㎡	新設 3階デッキレベルで整備 歩行者専用通路1号と接続
		広場6号	—	—	約 200㎡	新設 2階デッキレベルで整備
		歩行者専用通路1号	4m	約130m	—	新設 3階デッキレベルで整備 階段、昇降施設を含む 浜松町駅と接続する歩行者 デッキ、歩行者専用通路2号 と接続
		歩行者専用通路2号	4m	約150m	—	新設 2階デッキレベルで整備 昇降施設を含む 竹芝ふ頭と接続
		歩行者専用通路3号	3m～4m	約 30m	—	新設 2階デッキレベルで整備 竹芝駅と接続
		歩道状空地1号	2m	約140m	—	新設
		歩道状空地2号	3m	約290m	—	新設
		歩道状空地3号	3m	約190m	—	新設

地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A街区	B街区
		面積	約1.9ha	約0.5ha
	建築物等の用途の制限		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第一号及び第四号に掲げる風俗営業並びに同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するものはこの限りではない。	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限		広告物等、交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		1 建築物及び工作物の外観の色彩は、東京都景観計画及び港区景観計画の色彩基準に適合し、周辺環境と調和したものと する。 2 建築物及び工作物の形態及び意匠は、東京都景観計画及び港区景観計画に適合し、良好な都市景観の形成に資するものとする。		

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

理由：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、地区計画を変更する。

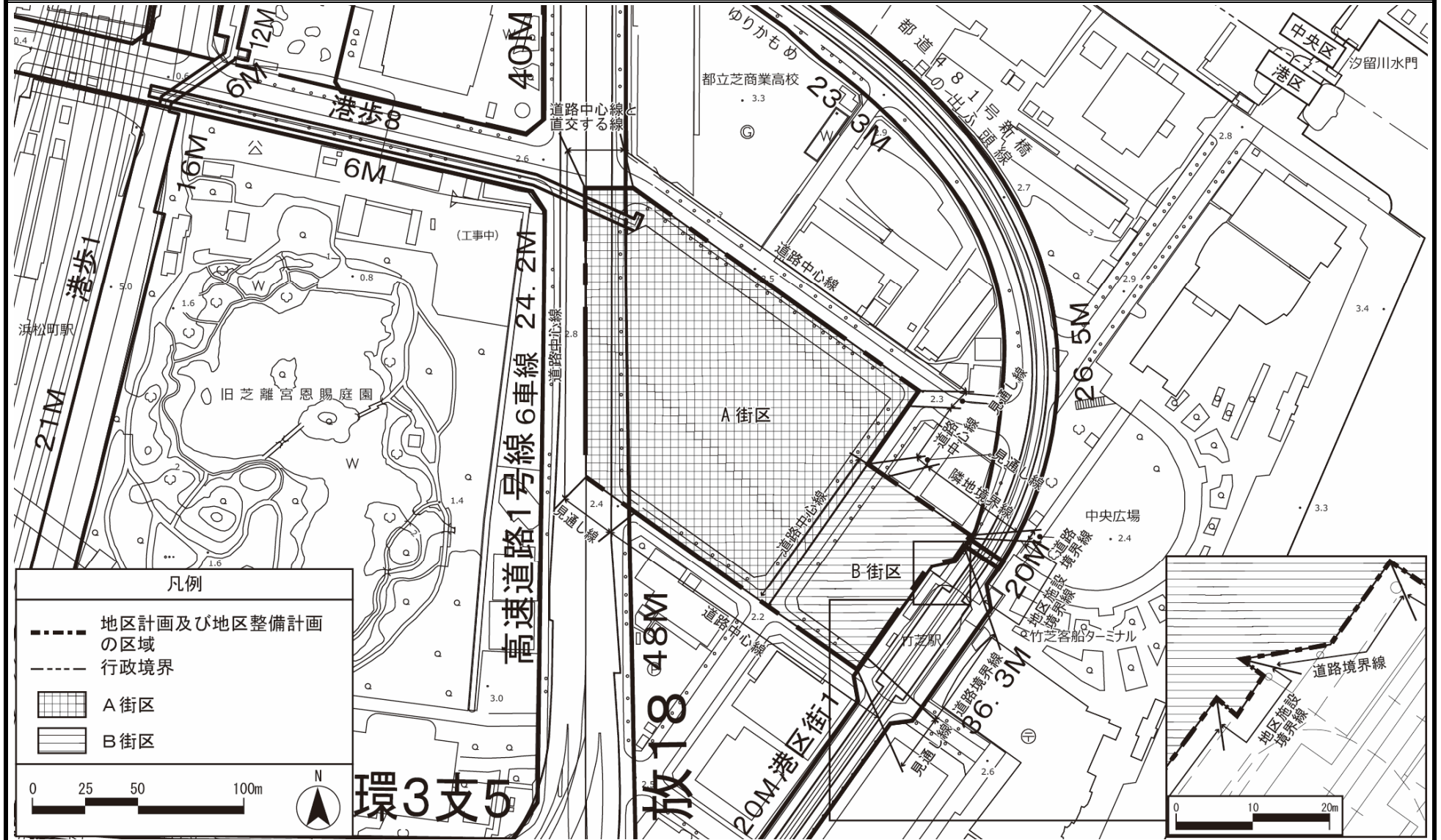
変更概要

\_\_\_\_\_部分は、変更箇所又は追加箇所を示す

名称		竹芝地区地区計画						
事項				旧		新		摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A街区	B街区	A街区	B街区	法改正に伴う変更
		建築物等の用途の制限※		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第一号、第二号及び第七号に掲げる風俗営業並びに同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第一号及び第四号に掲げる風俗営業並びに同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。	

# 東京都市計画地区計画 竹芝地区地区計画 計画図 1

[港区決定]



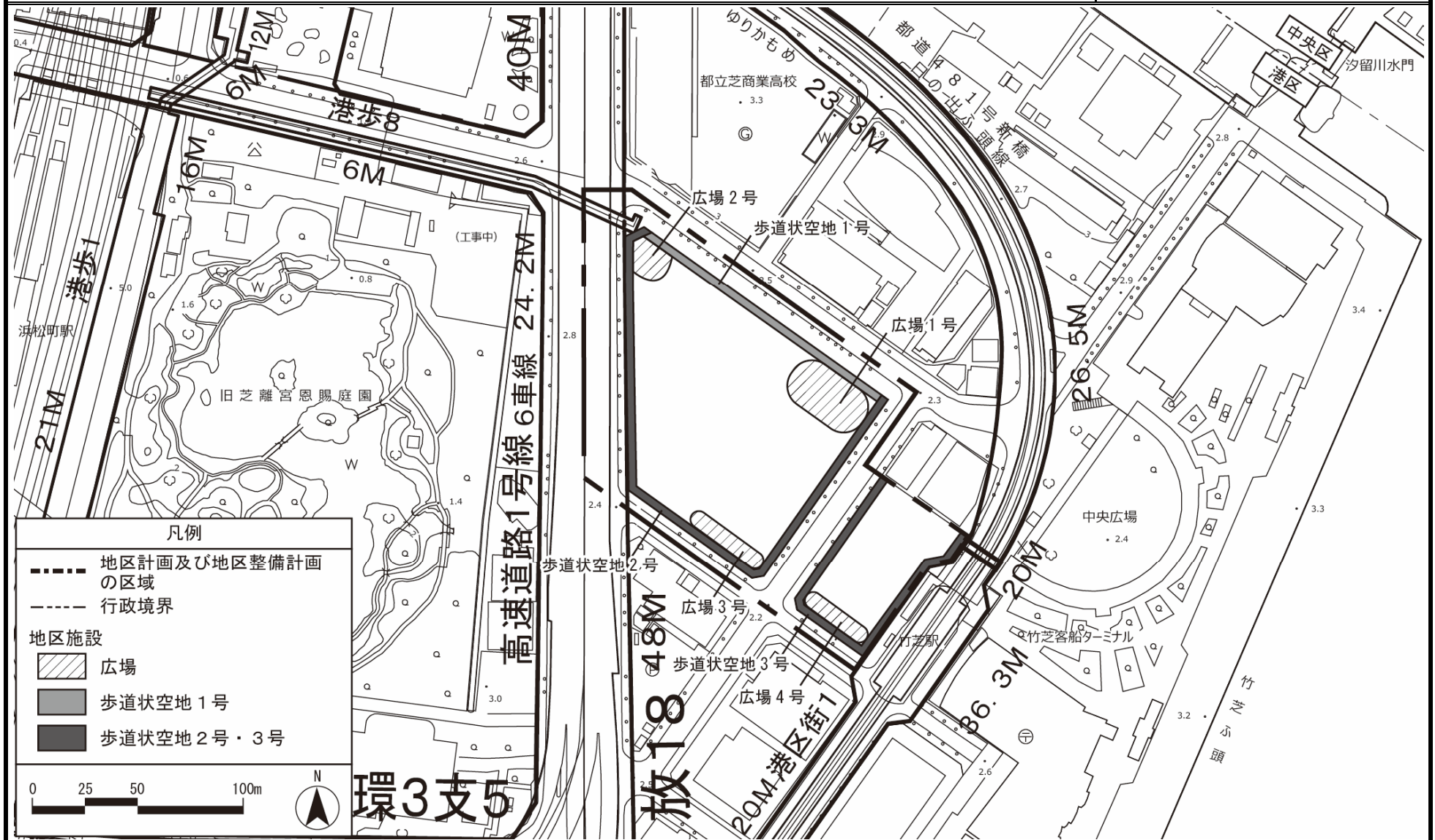
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
 (承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日



# 東京都市計画地区計画

## 竹芝地区地区計画 計画図 2-1 【地上部】

[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

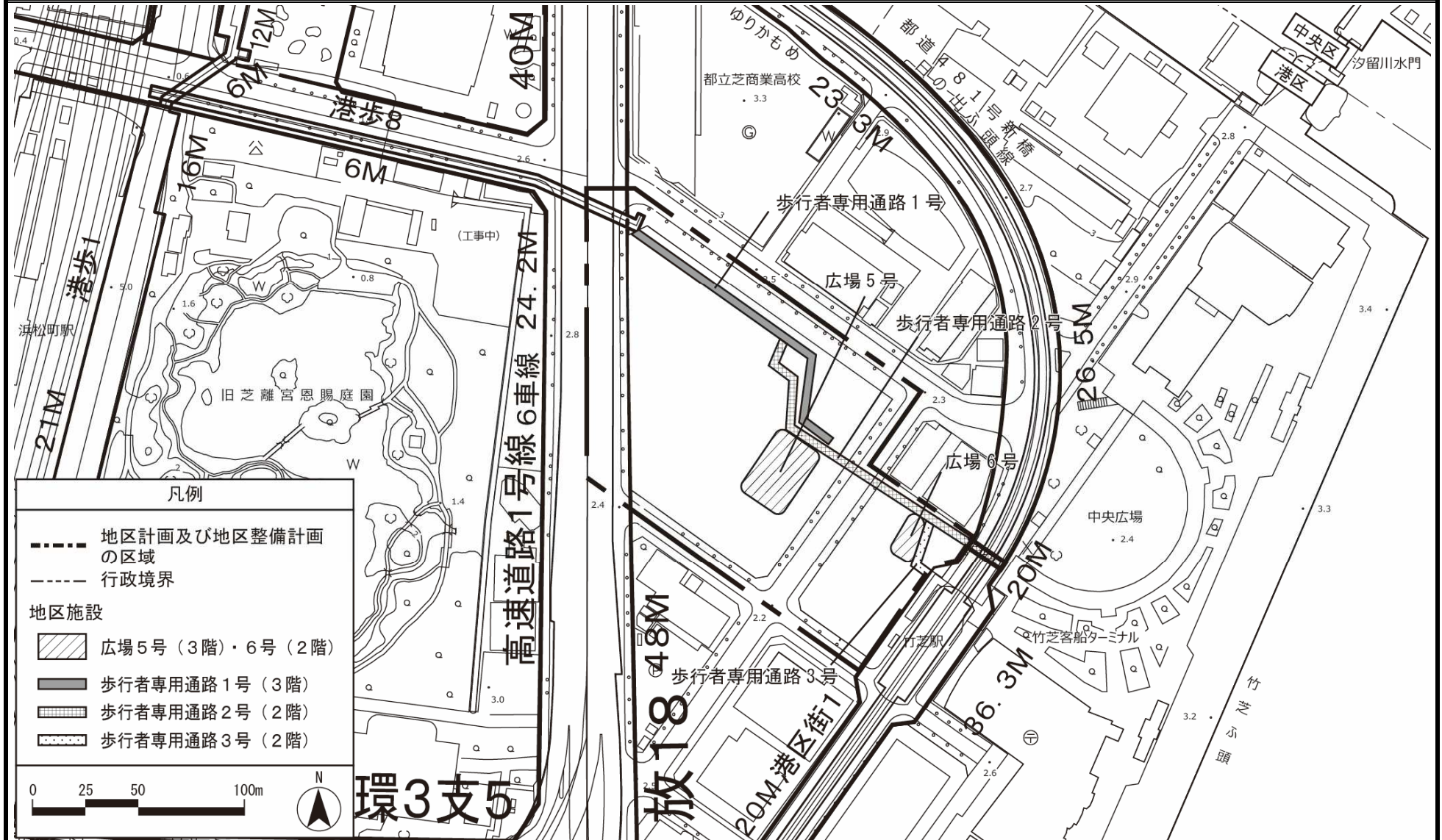
(承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号

(承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日

# 東京都市計画地区計画

## 竹芝地区地区計画 計画図 2-2 【2階～3階デッキ部】

【港区決定】



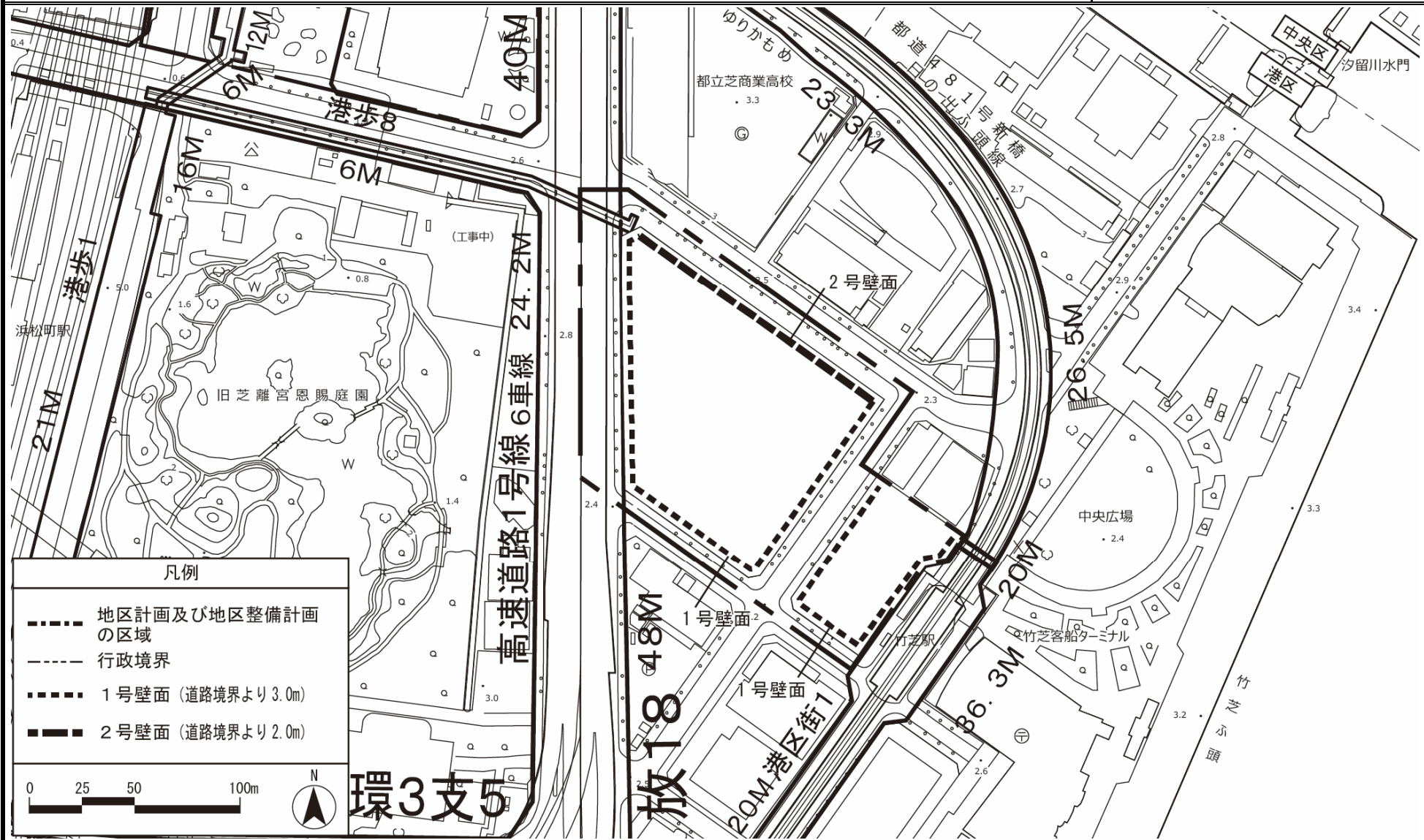
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日



# 東京都市計画地区計画 竹芝地区地区計画 計画図 3

[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号

(承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日